

米子市の下水道使用料 Q&A

Q1 下水道使用料は、何をもとに決められているのですか？

A1 家庭や工場などから排出される汚水は、下水道管を通りポンプ場を経由した後、終末処理場に集められ、きれいな水に処理されて、河川等の公共用水域に放流されます。

排出された汚水を公共用水域に放流するまでには、下水道管、ポンプ場、処理場等の下水道施設が必要となります。汚水の処理には、これら下水道施設が常に正常な働きを保つための維持管理費や資本費のほか、汚泥処理費など、多額の経費が必要となります。これらの経費は、下水道を利用している皆さんにお支払いいただいている下水道使用料でまかなわれることが原則となっています。

Q2 「雨水公費・汚水私費」のルールとは何ですか？全国一律のルールですか？

A2 自然現象である雨水は原因者(負担者)を特定することが困難なこと、雨水を排除することは浸水防止による都市機能の保全に効果を発揮し、受益が市民全般に及ぶため、雨水の処理に要する経費は公費(税金)でまかなうこととしています。

一方、排出者が明らかである汚水の処理は、私費(個人や企業等が支払う使用料)でまかなうことを原則としています。

「雨水公費・汚水私費」が国の基準ですが、多くの自治体にあっては、自治体の財政状況等によりなかなか国の基準どおりになっていないのが現実です。

Q3 なぜ水道水の使用水量で下水道使用料を計算するのですか？

A3 下水道に流されるものには固形物が含まれていたり、水道のように管が満水状態ではないことなどから水量を正確に計ることが困難です。このため、下水道に流される水量は、ある程度の誤差を前提として「水道の使用水量＝下水道への排除汚水量」として計算しています。

Q4 なぜ下水道使用料には基本料金があるのですか？

A4 基本料金は、使用した水量の多い少ないにかかわらずにお支払いいただくものです。

下水道は、使用料対象経費に占める固定的な経費の割合が極めて大きいことから、固定的な経費の一部を基本料金としています。

Q5 なぜ下水道使用料は、たくさん使うほど単価が高くなるのですか？

A5 下水道の処理水量が増加して施設の処理能力が不足すると、下水道施設を増設したり、改良したりする必要が生じ、その経費の一部をまかなうための補助金や税金などの多くの公費が投入されます。また、処理水量の増加に伴い、処理場やマンホールポンプ場の電気代など維持管理費も増加していきます。

汚水処理の経費は、使用料収入でまかなうのが原則であるため、原因者負担を徹底すると同時に、できるだけ処理水量の増加を抑えるために、水道使用水量が多くなるほど使用料を高くしてあるのです。

Q6 なぜ公衆浴場の排水や温泉排水の下水道使用料は、特別料金となっているのですか？

A6 一般の下水道使用料は、水量が多くなると料金単価が上昇する累進従量制としていますが、公衆浴場(銭湯)の汚水や温泉汚水については、水量の多少にかかわらず、一定の単価とする単純従量制としています。

公衆浴場(銭湯)は、お風呂のない借家住まいの方等が多く利用されており、水量が多いからといって高額な下水道使用料を賦課することとなると、入浴料金の上昇を招き、公衆衛生上の問題が生じます。現実には、公衆浴場(銭湯)は物価統制令により入浴料金が抑制されていますが、下水道事業も、衛生に配慮する事業として、料金体系を単純従量制にして、料金の抑制を図っています。

温泉排水は、米子市の観光産業の基幹をなしているという理由から、政策的に一定の配慮をし、公衆浴場と同じ単価としています。処理経費の一部は税金で賄っています。

Q7 一般家庭の使用料は、高くないよう配慮するべきではないですか？

A7 近年、景気の低迷により、大口使用者の使用水量が少なくなっています。また、単身や2人の世帯が増加し、世帯当たりの平均使用水量も年々少なくなっています。

このため、収入を確保するためには、広く浅く負担していただく必要があります。

Q8 現在の使用料のままでは事業の運営はできませんか？

A8 米子市の下水道整備率は、人口に対して7割程度であり、当面の事業費は変わりません。さらに、老朽化した施設の改築更新が増えるため、その費用も必要となります。一方、人口減少や経済状況の影響で、整備区域の拡大にもかかわらず使用料の伸びは鈍っています。

委託の導入、計画的な施設改修、水洗化率向上による収入確保や施設の統廃合の検討

など、下水道事業の効率化・経営健全化への取組を行いながら、使用料についても経営状況を踏まえて継続的に見直していく必要があります。

Q9 下水道事業にもっと税金などをつぎ込むことで、使用料を安くすることができるのではないですか？

A9 下水道事業の経営には、一般会計繰入金として税金が一部使われています。しかし、税金を納めているのは下水道が使える地域の市民だけではありません。下水道を利用できる市民のためだけに税金を使うことは、下水道を利用できない市民にとって不公平となります。

Q10 経費の節約で使用料を抑えることができるのではないですか？

A10 財政面で安定的な事業運営を行う上で、経費の節約は大切なことです。安定的な事業運営は、使用料の値上げ幅を抑えることにつながります。

これまでに本市では、汚泥処理費の節減を図ったり、薬品の量や種類を見直すことで消耗品費の節減を図ったり、安い電力に切り替えることで光熱費の節減を図ったり、また、過去に高い利息で借りた借金を安い利息のものに借換えて支払利息の節減を図ったりしています。

また、長期的な観点から経費を抑制するために、施設のライフサイクルコストを考慮した維持・更新の計画（「ストックマネジメント計画」といいます。）を作成する、使用料の賦課徴収の民間委託を図るなど、色々な工夫をしています。

Q11 他の市町村と比べて下水道使用料が高すぎるのではないですか？

A11 公共下水道の家庭用使用料（1か月20m³使用時）を比較してみると、米子市の下水道使用料は山陰地方7市の中では3番目に高くなっています。（米子市3,429円に対し、山陰地方7市平均3,380円）

汚水処理の経費は使用料収入でまかなうのが原則であるため、適正な原因者負担のあり方を有識者などで組織された審議会において検証してもらっています。現在の米子市の使用料は、令和元年度に開催された審議会において妥当な水準であるとの答申をもらったものです。

Q12 公共下水道と農業集落排水施設で、下水道の種類が違っていても使用料は同じ金額にするのが普通ですか？

A12 全国で複数の下水道を実施している市町村でも、過半数以上の市町村が使用料を統一し

ています。公共下水道事業、農業集落排水事業で使用料を統一するのは、同じ市民で同種の行政サービスを受けられるなら、お支払いいただく使用料は同じであるべきとの考え方によるものです。

Q13 水道料金よりも下水道料金が高いのはなぜですか？

A13 下水道は廃棄物処理という性格を持っており、環境対策としての公益性が高いため、補助金や税金などで補って、政策的に使用料の水準を抑えています。

しかし、下水道管は、水道管よりも深いところに埋めなければならないため、建設コストが割高となる上、処理コストも水道の浄水コストを上回っており、水1m³当たりの原価を単純比較すると、下水道のコストは水道よりも高くなっています。

このため、米子市の下水道使用料は、水道料金を上回っています。

Q14 水道水の他に井戸水を使用する場合、下水道使用料を支払わなければならないのでしょうか？

A14 井戸水などの水道水以外の水を公共下水道又は農業集落排水施設に流される場合は、届出をしていただき、排水量の認定を行います。

その上で、認定された排水量に応じた下水道使用料をお支払いいただく必要があります。

Q15 宅地内の家庭菜園、植木の水撒きや農地に散水していて、下水道には排水していない場合でも、水道水の使用水量で下水道使用料を計算するのですか。

A15 水道水の使用水量の一部が明らかに公共下水道又は農業集落排水施設に排水されておらず、水道水等の使用水量と排出される汚水量が著しく違う場合は、水道栓の新設(分栓)などをしていただくことで、下水道使用料の計算をすることができます。

Q16 公営企業会計とは何ですか？一般的な市の会計とは何が違うのですか？

A16 「地方公営企業法」という法律に基づいています。米子市の下水道事業では、その財務規定のみを適用しています。一般的な市の会計(普通会計)は、歳入・歳出というお金の出入りの時点で記帳していますが、公営企業会計では現金の出入に関係なく、取引が発生した時点で記帳することになります。これを現金主義・発生主義と言いますが、一番大きな違いはここになります。公営企業会計では複式簿記により記帳しますので、お金の発生しない減価償却費などの資産に係る費用と、資産のストック状況も把握することができます。